

ビジネスレジスターの構築に向けて

2008. 5. 9

田辺・舟岡

1. 検討の対象

ビジネスレジスターの構築に向けて、平成 21 年以降 5 年に 2 回の周期で実施される予定の経済センサスの結果情報を基盤として、主要な統計調査の結果や行政情報を活用する等の必要な取り組みを検討・策定する。

2. 現状

事業所・企業に係る統計調査の実施に必要な母集団情報の提供、および個々の事業所、企業が調査対象となった履歴情報の提供を目的として、平成 14 年 4 月から「事業所・企業データベース」が運用されている。データベースは平成 11 年 4 月の閣議決定にもとづいており、従来の「事業所・企業名簿情報データベースシステム」の更新情報として各種の統計調査の結果等を利用することに併せて、事業所や企業が重複して調査対象となる状況を回避、是正する機能を持たせたものである。主要な情報は「事業所・企業統計調査」の結果が基本であり、その他「商業統計調査」、「工業統計調査」、「法人企業統計調査」の結果から新設・廃業等の情報を利用している。

「事業所・企業データベース」以外にも、母集団情報として各府省が独自に保有しているものがあり、それを利用した統計調査も数多く実施されているため、「事業所・企業データベース」の母集団情報としての利用は年間 5 件程度にとどまっている〔資料 1〕。行政情報を利用できないため対象の捕捉が不十分であることや抽出のための情報が限られていること等による。

これに対して、最近になって、行政情報を活用して作成されるビジネスレジスターの構築に向けての新たな展開が可能な状況となっている。

第 1 は、統計法が抜本的に改正され、平成 21 年 4 月から全面施行されることである。新たな統計法の第 27 条に、総務大臣が正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担軽減に資するため、統計調査の調査票情報の利用や法人その他の団体に対する照会その他の方法によって事業所母集団データベースを整備することが規定されている。

さらに、同条第 2 項において、行政機関の長等は、事業所に関する統計調査のための対象の抽出や統計の作成のために、事業所母集団データベースに登録された情報の提供を受けることが出来る旨、規定されている。すなわち、「事業所母集団データベース」を単に統計調査における事業所抽出のためのデータベースから、統計を作成する基礎となる情報を包含するデータベースへ視野を広げたものとして規定している。

また、第 29 条に、正確かつ効率的な統計の作成、又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与する場合には、行政記録情報を用いることが出来ることと規定されてい

る。これまでは行政記録情報に関してその提供を求める根拠がなかったのに対して、新たな統計法の下で母集団データベースの整備のために活用する道が開かれた。

第2は、経済センサスがすべての事業所・企業を対象として、平成21年以降、5年に2回の周期で実施されることである。平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」においては、法人登記情報の活用により、法人企業の把握がほぼ完備に近い状況となる。さらに、本社・支社の名寄せ情報の精度が大幅に向上し、母集団の名簿情報の整備が格段に進むことが期待される。引き続いて平成23年に実施される「経済センサス-活動調査」によって、全産業にわたって、売上高、人件費等の経理情報を母集団情報として取り込むことが可能となる。

3. 現行の「事業所・企業データベース」の問題点

第6回WG2（4月11日開催）において報告された、「母集団情報の整備について」〔資料2〕で取り上げた問題点への対処が実現したとしても、さらに以下の問題点が残る。

第1に、事業所に係る情報が適時、適切に捉えられない点である。平成21年以降、「事業所・企業データベース」は5年に2回実施される経済センサスを主な情報源として、さらに、新設法人について法人登記情報にもとづいて把握し、その業種・従業者数・事業所数等の情報を照会により毎月入手し、更新される。法人企業については、新設情報を取り込んだ最新の母集団情報としての利用が可能であるが、新設された事業所については、把握が困難である。わが国では、経済統計の大半が事業所を単位として調査されており、事業所についての最新の母集団情報が利用できなければ、これら調査において結果の精度が低下することとなる。例えば、「毎月勤労統計調査」において、時系列の結果に母集団情報の不備による断層が生じるため、標本切り替え時の年初に断層の補正が必要となっている。参考として、資料3に平成19年1月時の補正率（母集団を平成13年事業所・企業統計調査から平成16年事業所・企業統計調査に切り替えた際の補正率）を示す。少なからぬ補正率となっていることが分かる。

第2に、経済センサスの調査実施とデータベースの更新の間に時間的なズレが発生する点である。通常、データベースを更新するための情報が利用可能になるのは調査結果の公表の一定期間後である。例えば、「平成18年事業所・企業統計調査」は平成18年10月1日現在で実施され、速報結果は平成19年7月に、確報結果は同年12月に公表され、確認済みの調査結果にもとづいてデータベースは平成20年4月に更新された。調査時点からデータベースの更新まで1年半程度を要しており、データベースが整備された時点で、母集団情報として劣化していることになる。

第3に、行政情報を統計情報として十分に活用していない点である。経済センサスの実施以降の事業所・企業に係る統計調査においては、事業所および企業に共通の識別番号が付与され、各種の経済統計をリンケージして高度な統計情報が生み出されていくものと予想される。他方、行政情報についても事業所・企業データベースと接合することによって、事

業所・企業の属性情報と組み合わせることや行政情報相互の突合を通して、有効な統計情報を作成することが期待されるが、現在そのような状況にない。

4. 海外の主要国の状況

欧米の主要国では、事業所・企業に係る母集団情報として、各種の行政情報を活用してビジネスレジスターを構築している。

ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報の提供、統計調査に必要な標本の抽出や報告者負担等の調整、蓄積された情報を用いた事業所・企業に係る統計の作成に活用されている。登録されている情報単位は、事業所に相当する場所的単位、会社等の法的単位、企業単位であり、近年、企業グループについて整備する方向が強まっている。情報源として、統計調査の結果による他、税務データ、登記データ、社会保障データ等の行政情報を最大限に活用しており、その利用のための法制度も整っている。詳細は資料4に示す。

5. 今後必要とされる対応

現行の事業所・企業データベースに以下の対応を措置して、欧米主要国のビジネスレジスターと同等の機能を有するビジネスレジスターの構築に向けて開始することである。

第1に、事業所の異動情報について行政情報を活用することである。事業所の新設・廃止に係る行政情報としては、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届、厚生年金保険新規適用届等がある。それぞれ、厚生労働省の職業安定局、労働基準局、社会保険庁が所管している。これらの行政情報の捉える事業所と統計調査における事業所の範囲が異なっていることもあるので、1人以上の雇用者のいる事業所数は「平成18年事業所・企業統計調査」の439万事業所に対して、雇用保険適用事業所設置届において201万事業所（平成18年度末）、労働保険関係成立届において264万事業所（平成18年度末）、厚生年金保険新規適用届において166万事業所（平成18年9月末）である。平成21年以降、法人登記以外のこれら行政情報も併せて活用し、法人企業の事業所等の新設・廃止等を可能な限り把握することは、ビジネスレジスターの構築においてきわめて有用であり、その活用の推進を図ることが強く求められる。さらに、労働保険については、名称、所在地のほか、本所の名称・所在地、事業の概要、常時使用労働者数の情報も届出されている。これらが利用できれば、法人登記情報から得られた新設法人に対する照会その他の方法に相当する業務を省略又は簡略化できる可能性があり、電子化の状況、データの有用性、費用対効果などを事前に十分に検証した上で利用する方向を検討すべきである。

第2に、母集団情報の劣化を可能な限り緩和するためには、早期に利用可能な事業所・企業に係る情報の活用を追求することである。株式市場に上場するすべての会社（約4,000社）は、自社の有価証券報告書などをEDINET（「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」Electronic Disclosure for Investors'

NETwork) に報告することが義務化されており、これらの報告書は誰でもインターネット上で閲覧できるようになっている。法令に基づき、有価証券報告書は決算後 3 か月以内に、四半期報告は決算後 45 日以内に、それぞれ提出することとされており、上場会社についてはビジネスレジスターに取り込むべき主要な財務データとして早期に利用可能である。従来のシステムは PDF で報告書を閲覧させていたため、電磁的な処理が困難であったことに加えて、各社ごとに異なる勘定科目の計上を統一的に処理するためには、多大な費用と労力を必要とした。平成 20 年 3 月から稼働を開始した E D I N E T の新システムでは、X B R L (eXtensible Business Report Language) に対応した財務諸表の提出を平成 20 年度第 1 四半期の四半期報告分から義務化している。今後、財務諸表データの利用が格段に容易となり、効率的なデータベースの作成に資することが期待される。金融・保険を除く上場会社の売上高は、資料 5 に見るように法人企業統計の資本金 1 億円以上の企業の売上高の 50% に達する。経常利益では 60% 近い。さらに、資本金 10 億円以上の大企業については、企業数は約 1/2 であるが、売上高では 70%、経常利益では 73% を占める。連結ベースの計数では、法人企業統計の 1 億円以上の全企業の売上高合計の 84%、約 274 万の全企業の売上高合計の 46% となる。このことから、企業活動を全体的に捉える際に、上場会社の財務諸表データの活用がいかに有用であるかが理解される。これらのデータをビジネスレジスターに収納し、法人企業統計に活用する一方、法人企業統計調査の結果についても、一定規模以上の企業について、売上高、総資産等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用する方向を検討すべきである。工業統計調査、商業統計調査等のセンサス型の調査結果の利用についても同様である。なお、統計調査結果により得られた経理情報を含むデータを利用する場合は、統計法第 40 条に規定する情報の適正管理の規定を一層厳格に運用することが求められる。

第 3 に、ビジネスレジスターを介在して、行政情報から有効な統計情報を作成する作業を開始することが求められる。事業所・企業データベースにおいて付番した事業所・企業の識別番号をすべての統計調査で共通のものとして活用することは、統計調査の効率化、調査結果の高度利用の観点から言うまでもない。さらに、行政情報ごとの事業所・企業識別番号を事業所・企業データベースの事業所・企業識別番号と対応させ、ビジネスレジスターに収納し、有効な統計情報の作成を目指すべきである。

対象事例として、特許庁が公表する特許データベース（公開特許公報、審査経過情報、特許公報）等がある。これらには出願人の名称・住所等の情報が含まれ、産業財産権の出願や取得の件数データ等を財務データ等と結合して利用すれば、知的財産活動を明らかにする貴重な情報が得られる。産業財産権の企業出願人の名称・所在地は企業の登記情報とは一致しない場合もあるが、事業所・企業データベースを所管する総務省が両者の照合作業を速やかに行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納することによって、近年重要性を増している知的財産活動についてのより多くの統計情報を作成することが可能となる。

もう 1 例を挙げれば、貿易統計の高付加価値化に向けた取り組みである。貿易統計に輸

出入者の産業・企業規模等の属性を付加して統計化すれば、そこから価値のある情報が得られる。そのために、事業所・企業データベースを所管する総務省は事業所・企業識別番号と貿易統計の基礎となる輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード（現行の JASTPRO コード〔JAPAN SHIPPERS & CONSIGNEES STANDARD CODE〕）を照合する作業を速やかに行い、両者の照合情報をビジネスレジスターに収納することが求められる。

6. 期待される効果

行政情報にもとづいて新設事業所の把握が可能となれば、事業所に係る母集団情報が随時更新され、統計調査の結果の精度がこれまでよりも向上する。また、事業所の属性情報によって、新設法人に対する照会等の業務が代替、ないし軽減されるものと期待される。

上場会社の財務諸表データについて、統一した形式で中間的に収納するデータベースを作成し、ここからビジネスレジスターや法人企業統計、企業活動基本調査等の企業統計に必要な情報を移送することで、正確な情報を早期に利用できると同時に、調査客体の負担軽減に寄与する。

特許データベース、JASTPRO 等とリンクできる情報をビジネスレジスターに収納することによって、行政情報に事業所・企業属性を付加した、より有用性の高い統計が作成される。さらに、将来的には、科学技術研究調査・知的財産活動統計や貿易統計の情報とビジネスレジスターに収録される事業所・企業に係る情報を総合して、拡大した新たな情報から統計を作成する方向に進展することが期待される。

【資料 1】事業所・企業データベースにもとづく母集団情報の利用状況

(平成 17 年度)

調 査 名	統計の種類	利用省庁
法人土地基本調査予備調査	承認統計	国土交通省
法人建物調査予備調査	承認統計	国土交通省
宿泊統計調査予備調査	承認統計	国土交通省
事業所・企業統計調査（名簿整備）	指定統計	総務省

(平成 18 年度)

調 査 名	統計の種類	利用省庁
宿泊旅行統計調査第二次予備調査	承認統計	国土交通省
平成17年産業連関表作成のための特別調査（こん包業に関する投入調査）	承認統計	
経済産業省企業活動基本調査	指定統計	経済産業省
法人土地基本調査予備調査	承認統計	国土交通省
法人建物調査予備調査	承認統計	国土交通省
工業統計調査	指定統計	経済産業省

(平成 19 年度)

調 査 名	統計の種類	利用省庁
中小企業実態基本調査	承認統計	経済産業省
法人土地基本調査	指定統計	国土交通省
法人建物調査	承認統計	国土交通省
通信利用動向調査	承認統計	総務省
環境投資実態調査試験調査	承認統計	環境省

【資料 2】第 6 回WG 2における報告「母集団情報の整備について」～抜粋～

3. 問題の所在

- ・ 21 年から 23 年までに母集団情報が劣化することへの対処。
- ・ 28 年に実施される第 2 回「経済センサス-活動調査」を的確に実施するための、本社・支社の名寄せ情報、新設・廃止の個人企業、変更された業種情報等の母集団情報の整備。
- ・ 海外子会社まで含めた企業の親子関係情報の正確な名簿情報の整備。

5. 問題への対処

- ・ 法人登記情報から得られた新設法人について、毎月、業種・従業者数・事業所数の情報を照会により入手。
- ・ 労働保険関係成立届や雇用保険適用事業所設置届等の行政情報から、事業所の新設・廃止の情報を更新。
- ・ 平成 21 年「経済センサス-基礎調査」を 5 年後に引き続いて実施。その際、企業の親子関係の構造を的確に捉える事項、および本社機能の詳細を把握する事項を調査。

資料3 毎月勤労統計調査における標本切り替えに伴うギャップ率（事業所規模30人以上・平成19年1月）

産 業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与			常用労働者数（本月末労働者数）			実労働時間数（総実労働時間数）			実労働時間数（所定内労働時間数）		
	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）	旧調査結果 （注1）	新調査結果 （注2）	ギャップ 率（注3）
調査産業計	311,853	306,614	-1.7	301,704	297,345	-1.4	10,149	9,269	-8.7	25,279	25,255	-0.1	144.2	144.9	0.5	131.6	132.0	0.3
D 鉱業	387,614	394,678	1.8	372,187	374,362	0.6	15,427	20,316	31.7	10	9	-10.0	153.7	156.0	1.5	139.7	142.9	2.3
E 建設業	368,284	375,358	1.9	361,246	355,163	-1.7	7,038	20,195	186.9	1,052	1,045	-0.7	159.8	159.8	0.0	143.2	144.9	1.2
F 製造業	333,332	322,968	-3.1	323,009	313,685	-2.9	10,323	9,283	-10.1	6,348	6,344	-0.1	151.7	151.8	0.1	134.7	134.7	0.0
G 電気・ガス業	462,517	462,779	0.1	457,977	453,785	-0.9	4,540	8,994	98.1	225	224	-0.4	148.0	149.8	1.2	134.3	135.4	0.8
H 情報通信業	428,278	392,958	-8.2	399,951	384,289	-3.9	28,327	8,669	-69.4	1,056	1,054	-0.2	153.1	155.0	1.2	135.2	137.1	1.4
I 運輸業	319,123	299,105	-6.3	309,850	290,179	-6.3	9,273	8,926	-3.7	1,887	1,865	-1.2	171.8	168.3	-2.0	145.6	143.5	-1.4
J 卸売・小売業	251,081	246,975	-1.6	244,520	240,016	-1.8	6,561	6,959	6.1	3,987	3,989	0.1	134.9	137.4	1.9	127.5	129.0	1.2
K 金融・保険業	462,207	433,328	-6.2	419,950	422,394	0.6	42,257	10,934	-74.1	809	810	0.1	144.6	144.4	-0.1	131.7	133.1	1.1
L 不動産業	351,720	346,966	-1.4	340,111	327,097	-3.8	11,609	19,869	71.2	179	181	1.1	142.7	143.7	0.7	132.7	133.3	0.5
M 飲食店、宿泊業	156,403	170,690	9.1	153,254	166,170	8.4	3,149	4,520	43.5	1,205	1,208	0.2	121.1	122.6	1.2	113.2	115.5	2.0
N 医療、福祉	317,190	313,376	-1.2	311,107	304,503	-2.1	6,083	8,873	45.9	2,853	2,850	-0.1	144.0	139.4	-3.2	137.1	131.8	-3.9
O 教育、学習支援業	367,921	374,697	1.8	361,650	368,279	1.8	6,271	6,418	2.3	1,596	1,600	0.3	121.4	126.4	4.1	118.0	120.7	2.3
P 複合サービス業	291,665	306,854	5.2	279,071	298,053	6.8	12,594	8,801	-30.1	424	434	2.4	144.0	152.2	5.7	130.6	136.9	4.8
Q サービス業	267,702	272,599	1.8	257,799	261,330	1.4	9,903	11,269	13.8	3,645	3,641	-0.1	137.5	141.4	2.8	126.5	129.3	2.2
（他に分類されないもの）																		

（注1）平成13年事業所・企業統計調査結果を母集団とした推計結果

（注2）平成16年事業所・企業統計調査結果を母集団とした推計結果

（注3）30人以上規模事業所（第一種事業所）の抽出替えに伴う、旧調査結果から見た新調査結果のギャップ率

【資料】毎月勤労統計調査月報－全国調査－（平成19年1月分）

【資料４】主要国のビジネスレジスターについて（１）

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス
作成機関	センサス局	カナダ統計局	国家統計局（ONS）	国立統計経済研究所（INSEE）
ビジネスレジスターの名称	ビジネスレジスター（BR）	ビジネスレジスター（BR）	省庁間ビジネスレジスター（IDBR）	SIRENE
情報源（統計調査名、行政記録の内容、等）	○内国歳入庁（IRS）の納税記録 ○労働統計局の産業コード ○年次企業組織調査 ○経済センサス（５年毎） ○現状調査	○主要なソースは、カナダ歳入庁の行政データ ・事業者番号（BN）登録ファイル ・納税ファイル（法人、非法人、物品サービス税（GST）） ・賃金控除会計ファイル ○複合企業のプロファイリング（複数の法律、複数活動、複数所在地） ○経済調査からのフィードバック	○歳入税関庁の VAT トレーダー貿易レジスター ○歳入税関庁の源泉課税（PAYE: Pay As You Earn）対象雇用者－COP 雇用者データベース ○法人会議所の法人企業－企業登記簿 ○Dun & Bradstreet 社が保有する企業グループの構造 <ONS の調査データ及び下記の省庁の調査データにより補完される> ○北アイルランド企業貿易投資省（DETINI） ○ビジネス企業規制改革省（BERR） ○環境食糧農林省（Defra）の農場レジスター	○税務管理ファイル ○社会保障ファイル ○統計調査
収録情報及び構成 ・収録情報の内容及び更新周期	<収録情報> ・識別番号 ・主要名称、２次的名称 ・住所 ・記入担当者名 ・電話番号 ・物理的所在地 ・雇用 ・人件費 ・収益 ・資産 ・経済センサスの詳細なデータ ・対象範囲 ・経営状態 <更新周期> フローベース。納税記録及び調査回答は、受領の都度処理される。必要に応じ、	<主要事業識別情報> ・カナダ歳入庁から与えられる事業者番号 ・正式名称、事業名称 ・正式住所、事業所在地 ・電話番号 ・連絡先 <主要層別情報> ・北米産業分類システム（NAICS） ・地理的情報 ・州コード ・準州コード ・規模情報（収益、従業員数） <その他の情報> ・経営状態（営業、休業） ・法的単位間の所有の関係（複	○IDBR は、以下を含み、ビジネスレジスターの構造や利用に関連する全ての EU 法に全面的に準拠している。 ・統計目的のためのビジネスレジスター構築における共同体の調整に関する理事会規則（EEC）No. 2186/93 ・共同体における生産システムの観察及び分析のための統計単位に関する理事会規則（EEC）No. 696/93 <収録情報> ・識別番号 ・名称 ・住所（郵便番号） ・法人識別番号 ・開業日 ・廃業日 ・雇用者及び就業者 ・売上高	○下記の情報については、登録が必須。（統計目的のためのビジネスレジスター構築における共同体の調整に関する 1993 年 7 月 22 日付け理事会規則（EEC）No. 2186/93 より。） <法的単位の登録には以下の情報が含まれる。> ・識別番号 ・名称、所在地、電話番号、メールアドレス、FAX 番号・年次決算報告義務の有無 ・開業日 ・廃業日 ・法的形態 ・非居住企業の名称、所在地 ・法的単位をコントロールしている法的単位の識別番号 ・（法人について）法的単位の公益事業の特徴

	アナリストによりインタ アクティブ（相互）に更新 が行われる。	合企業のみ) ・操業開始日 ・操業停止日 ・会計類型（投資、利益、コス ト及び収益中心） ・統計的識別（企業、会社、事 業所、所在地） など <更新周期> ・BR →カナダ歳入庁から入手す る行政データを利用し、毎 月更新 ・法人及び非法人の納税ファイ ル →通常、年間ベースでカナダ 歳入庁へ登録 ・大企業のプロファイリング →進行中。（電話による照会、 直接訪問） ・調査による更新は、様々な経 済調査から日々入手	・法的形態 ・企業番号 ・主たる活動（標準産業分類 SIC2003/SIC2007） ・従たる活動（標準産業分類 SIC2004/2007） ・国籍 <更新周期> IDBR は、行政ソースの包括的な範囲のデータ に基づいている。歳入税関庁の VAT 業者に関 する情報は毎日更新され、歳入税関庁の源泉 課税対象雇用者に関する情報は四半期ごと に更新される。調査結果、とりわけビジネス レジスター調査からの追加情報は、毎年 7 月 に IDBR に反映される。	・税関ファイルを含む、その他の関連 ファイルの利用 <事業所のレコードには以下の情報が 含まれる。> ・識別番号 ・名称、所在地、電話番号、メールア ドレス、FAX 番号 ・NACE（経済活動別統計分類） Rev1 の 4 桁レベルの活動コード ・2 次的活動 ・従業者規模 ・開業日 ・廃業日 ・地理的位置コード（領域単位） ・事業所が含まれるレジスター情報 や、統計目的に利用可能な情報を含 む関連レジスター情報 ・事業所の属する企業の識別番号 ・企業の副次的活動について当該事業 所での活動の有無 <企業のレコードには以下の情報が含 まれる。> ・識別番号 ・法的に企業責任を有する法的単位の 識別番号 ・企業の主な活動または全ての活動が 含まれる NACE Rev. 1 の 4 桁レベル の活動コード ・NACE Rev. 1 の 4 桁レベルにおける 2 次的活動（該当があれば）（2 次的活 動が、要素費用において、全活動の 粗付加価値の 10%に達する場合、あ るいは国内活動の 5%以上を占める 場合） ・従業員規模 ・開業日 ・廃業日 ・財およびサービスの純売上高 ・純資産 <更新周期>
--	--	---	---	---

				新規登録および更新データは、CFE's (Center for Business Procedures 業務手続きセンター)を通じて、INSEEに日々送信される。 ビジネスレジスターの法的単位および事業所について、年間約 200 万件の動きがある。
・収録情報の構成 (収録情報数、情報源別収録情報等)	<収録情報数> 27,000,000 企業 28,000,000 事業所 ○このうち、雇用者を持たない事業所を 20,000,000 含む。全ての納税データ及び経済センサスデータが蓄積される。	<収録情報数> 2007 年 12 月現在 →2,290,139 企業 2,389,330 事業所 ○BR 上の全ての単位は、上記で列挙されたように、同じ情報を含む。 ○複合企業に関して 調査された関連情報を使って、全ての事業所を含んだ経営組織構造を作成し管理するため、企業をプロファイルしている。	<収録情報数> 2007 年 3 月現在 →2,352,788 法的単位 2,314,599 企業 2,815,408 事業所 59,521 企業グループ ○データは、ONS が Eurostat へ提出しているビジネスレジスター調査票のデータと一致している。	<収録情報数> 6,500,000 法的単位 (うち企業数は約 4,000,000)
ビジネスレジスターの活用方法 ・母集団として利用 (どのような統計調査の母集団として利用したか)	○BR の主要な機能は、 ・農業以外の全ての経済部門をカバーする年次、月次、四半期調査を含む経済調査の母集団 ・行政記録情報(大部分は連邦税データ)の中央倉庫であり、センサス局の経済プログラムに利用される ・収集及び処理のための中央サポート機能 ・年次郡別ビジネスパターン及び ZIP Business Patterns (郵便番号エリア別の企業データベース)における、産業・地理別基礎的な雇用・給与測定ソース ・研究リソース ・関税表やその他の特別な研究(実費償還プロジェ	○大部分の経済調査及び施設調査の母集団として BR が利用されている。 また、BR は、調査客体の登録や報告負担のモニタリング、ビジネスデモグラフィデータの優れたソースとしても活用される。 ○現在、100 以上の調査で BR が母集団として利用されている。これらの調査の大部分は、生産・金融・特性調査である。 例) ・月次及び年次製造業調査 ・月次及び年次卸売業・小売業調査 ・年次サービス業調査 ・四半期別金融調査	○ONS やその他の政府部局によって実施されるビジネス調査の抽出フレーム。 2005-2006 年の期間に、ONS は 70 のビジネス調査を実施し、(委託を受けた)地方自治体は 286,000 企業に 1,662,880 の調査票を配布した。	

・統計作成に利用 (どのような統計を作成したか)	クト)の既存のデータソース ・再編や所有権の変更を通して単位を追跡し、ビジネスデモグラフィーの情報を提供する長期研究の基礎			
	○詳細な産業レベル・地理レベルで、事業所数、就業者数、雇用者の給与、雇用者を持たない事業所の総収入に関して、ビジネスレジスターから統計が毎年公表される。	○BR は官庁統計の作成には使われないが、しばしば、企業規模別（収益の程度、従業員数）・活動の部門別・州別の企業及び事業所数のような、ビジネスデモグラフィー統計の作成に利用される。	○国家統計の独立性を保持し、2008年4月に全面施行される新統計法は、研究を目的とする研究者に対して、また、北アイルランド企業貿易投資省等その他の機関に対して、統計改善を目的とするアクセスを認めている。 ○いくつかの年次出版物が、IDBR のデータから直接作成されている。 ・英国企業：活動、規模、所在地 ・VAT 登録及び登録解除（ビジネス企業規制改革省による作成） ・中小企業統計（ビジネス企業規制改革省による作成） ・ビジネスデモグラフィー（Eurostat に提出され、公表される）	○新規設立企業に関する月次統計（2007年初めから開始）

主要国のビジネスレジスターについて（２）

	ドイツ	デンマーク	ノルウェー	日 本（参考）
作成機関	ドイツ連邦統計局	デンマーク統計局	ノルウェー統計局	総務省統計局
ビジネスレジスターの名称	ビジネスレジスターシステム 95 (URS 95)	統計ビジネスレジスター (ESR: Statistical Business Register)	事業所・企業ノルウェー中央レジスター (CRE)	事業所・企業データベース
情報源（統計調査名、行政記録の内容、等）	○税務当局のファイル →VAT（付加価値税）ファイル 所得税及び法人税ファイル ○連邦雇用局のファイル ○職人組合のファイル ○商工会議所のファイル ○統計調査からのフィールドバック	○中央行政ビジネスレジスター (CVR)（ソースは、次の４つからのデータ ①国税省の税・関税局 ②労働省 ③デンマーク商業・企業庁 ④デンマーク統計局） ○行政ソース ○統計部門からのデータインプット	○株主レジスター ○中央銀行データ ○法人中央調整レジスター ○VAT（付加価値税）レジスター ○雇用者及び非雇用者レジスター ○構造ビジネス統計	○事業所・企業統計調査（経済センサス実施後は経済センサス） ○工業統計調査 ○商業統計調査 ○商業登記簿
収録情報及び構成 ・収録情報の内容及び更新周期	<収録情報> 企業の名称、所在地、地理的位置コード、主要な経済活動コード、経済活動の開始日及び停止日、2 次的活動コード、従業者数、純売上高、法的形態、行政データの利用、EU 域内の経営者の登録の利用 <更新周期> 最低 1 年に 1 回 （上記全ての情報に関して） <収録情報数> ・ 3, 427, 000 企業 ・ 3, 621, 000 事業所	<収録情報> 識別番号（行政単位 (SENR) の識別番号、法的単位 (CVR) の識別番号、生産単位 (P) の識別番号、経済活動単位 (LKAU) 番号、企業グループ (ARB) の識別番号）、登録日・登録抹消日、産業データの適用日、最新データの更新日、所有者及び所有権、名称・所在地、通信情報（電話番号、Fax 番号、e-mail アドレス）、特定の単位（経済活動単位、企業グループ、行政単位）に関するデータ、売上高、購入額、労働市場補充年金基金 (ATP) への支払い、従業者数、更新日、更新者、更新ソース、更新のタイプ（変更か修正か） <更新周期> ・売上高、購入額、ATP への支払い→月次、四半期、年次	<収録情報> 組織番号、事業所・企業の名称、所在地、開業日・廃業日、産業分類 (NACE)、従業者数、経営組織、資本金、組織部門コード、活動・非活動コード <更新周期> ・毎年更新 →売上高、従業者数 ・毎日更新 →事業所・企業の名称、所在地、産業分類 ・毎月更新 →従業者数	<収録情報> 事業所・企業の名称、所在地、異動状況、産業分類、従業者数、本所・支所の別、経営組織、資本金(会社の本所、単独事業所のみ) <更新周期> ・ 5 年周期で全体を更新 ・ 企業の名称、所在地、異動状況については毎月 ・ 製造業については、事業所の産業分類、従業者数、経営組織について毎年

	ドイツ	デンマーク	ノルウェー	日 本 (参考)
・収録情報の構成 (収録情報数、情報源別収録情報等)		<収録情報数> 関連する職場を持つ約 500,000 の法的・経済単位 ○CVR と ESR はオンラインでつながっており、CVR の更新は速やかに ESR に受信される。 ○国税省の税・関税局データに登録されている行政単位の変更情報は、毎週デンマーク統計局へ提出される。	○情報の大部分は、法人中央調整レジスターから更新される。 ○企業集団の状況は株主レジスターから収集される。 <収録情報数> 2008 年 2 月現在、 ・ 865,267 企業 ・ 504,100 事業所	○事業所・企業の名称、所在地、異動状況、産業分類、従業者数、本所・支所の別、経営組織、資本金(会社の本所、単独事業所のみ) ○工業統計調査、商業統計調査 事業所の名称、所在地、異動状況、従業者数、本所・支所の別、経営組織 ○商業登記簿 企業の名称、所在地、異動状況
ビジネスレジスターの活用方法 ・母集団として利用 (どのような統計調査の母集団として利用したか)	○標本抽出の基礎 (例：大部分の経済部門の年次統計)	○全てのビジネス統計	○構造ビジネス統計 ○賃金統計	○通信利用動向調査 ○経済産業省企業活動基本調査 ○中小企業実態基本調査 ○法人土地基本調査
・統計作成に利用 (どのような統計を作成したか)	○新しい統計結果の作成のための分析 (例：ビジネスデモグラフィー) ○異なる行政情報の組合せ集計 (例：工業センサスの代替) ○データ公表の一般的基礎 ○調査の代用 (例：クラフトレポート)	○全てのビジネス統計	○構造ビジネス統計 ○賃金統計 ○ビジネスデモグラフィー統計 ○事業所統計 (場所単位)	○統計の作成は統計法施行 (2009 年春予定) 後に可能となる。どのような統計を作成するかは未定

【資料5】上場会社の売上高等

業種区分	上場 会社 の対 象社 数	法人企 業統計 の 企業 数	B/C (%)	上場会 社の単 体売上 高合計	法人企 業統計 の 売 上高	E/F (%)	上場会 社の単 体経常 利益売	法人企 業統計 の経常 利益(億	H/I (%)	(参考) 連結売 上高合 計(億	(参考) 連結経 常利益 合計(億
一般事業会社(資本金1億円以	3,775	33,357	11.3	4,269,426	8,520,440	50.1	242,786	409,635	59.3	7,178,298	417,840
うち資本金1億円以上5億円未	318	27,745	3.2	24,215	2,540,417	3.6	1,316	81,293	5.6	27,802	1,423
うち資本金5億円以上10億円未	577			68,064			3,277			7,150,496	416,416
うち資本金10億円以上	2,880	5,612	51.3	4,177,147	5,980,023	69.9	238,194	328,342	72.5		
銀行・証券・保険	130	—		140,646	—		48,775	—		395,719	59,897
うち資本金5億円未満	0	—			—			—			
うち資本金5億円以上	130	—		140,646	—		48,775	—		395,719	59,897
合計	3,905			4,410,072			291,562			7,574,017	477,736

注:2008年5月7日現在の全市場の上場国内会社で株式移転等による新設会社で実績データが入手できないものは除外 (直近1年間に公表された財務データを集計)